

大阪府は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

1 指定取消し対象事業者

- (1) 法人名 株式会社ビーズ
- (2) 代表者 代表取締役 楠 拓也
- (3) 法人所在地 大阪府守口市豊秀町一丁目 7 番 4

2 事業所名及び所在地

- (1) 事業所名称 放課後等デイサービスふれんず守口
- (2) 所在地 大阪府守口市豊秀町一丁目 7 番 4 号フォルム太子橋 101 号室
- (3) サービス種別 放課後等デイサービス

3 指定取消し年月日

令和 2 年 5 月 2 9 日（金曜日）

4 指定取消しの理由

不正請求（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号）

管理者は、人員基準を満たしていないにもかかわらず、児童指導員等加配加算を不正に請求し受領するとともに、一部の児童について通所していない日があることを知りながら、障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。